

# 基幹水利施設保全管理対策実施要領

平成23年4月1日付け22生産第11157号

22経営第7324号

22農振第2208号

最終改正 平成31年4月1日付け30生畜第1653号

30経営第3081号

30農振第3365号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事

殿

生 産 局 長  
経 営 局 長  
農 村 振 興 局 長

## 第1 趣旨

基幹水利施設保全管理対策実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める基幹水利施設保全管理対策（以下「本対策」という。）の実施の運用については、要綱によるほか、この実施要領によるものとする。

## 第2 対策の内容

- 1 要綱第2の1の(1)の内容は、別紙1によるものとする。
- 2 要綱第2の1の(2)の内容は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の1の(3)の内容は、別紙3によるものとする。

## 第3 対策の実施手続

要綱第4のうち、本対策の実施に必要な資料の種類、農林水産省農村振興局長への提出手続は、別紙1から別紙3までの第4に定めるとおりとする。

**附 則** この通知は、平成25年5月16日から施行する。

**附 則**

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前にこの要領に基づき実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。